

○田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱

令和 6 年 9 月 1 日

訓令第 53 号

田布施町太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱(訓令第 4—2 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この要綱は、町内に設置される太陽光発電設備について、太陽光発電事業者が配慮すべき事項として、生活環境や自然環境の保全、良好な景観の形成、災害の防止、地域との合意形成等を示すことにより、当該設備の円滑かつ適正な設置及び管理が行われることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備をいう。
- (2) 発電事業 太陽光発電設備の設置を行う事業(関連する木竹の伐採、盛土、切土等の土地の造成等の準備行為を含む。)及び運転する事業をいう。ただし、建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。)の屋根、屋上又は壁面に太陽光発電設備を設置するものを除く。
- (3) 太陽光発電事業者 発電事業を自ら行う者又は発注する者をいう。
- (4) 合計出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの合計出力のいずれか小さい方の出力をいう。
- (5) 説明会等 説明会及び事前周知措置の総称をいう。
- (6) 周辺地域の住民 第 6 条第 1 項 1 号又は第 2 項 1 号の要件に該当する者

(適用範囲)

第 3 条 この要綱は、合計出力が 10 キロワット以上の太陽光発電設備の発電事業に適用するものとする。

- 2 前項の規定による合計出力の適用については、同時期又は近接した時期に、実質的に同一と認められる太陽光発電事業者により、太陽光発電設備が一体的に設置されるものと町長が認める場合又は既に太陽光発電設備の設置に係る工事が完了している土地等の近接地において実質的に同一と認められる太陽光発電事業者により、新たな太陽光発電設備が一体的に設置されているものと町長が認める場合は、関係する太陽光発電設備の合計出力を合算するものとする。

(法令等の遵守義務)

第 4 条 太陽光発電事業者は、発電事業を実施するとき又は太陽光発電設備を撤去若しくは処分するときは別表に定める関係法令を遵守しなければならない。

(周辺地域の住民の範囲に関する相談)

第 5 条 太陽光発電事業者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める措置を実施しなければならない。

- (1) 設置する太陽光発電設備の合計出力が 50 キロワット以上である場合 説明会の開催
 - (2) その他の場合 説明会の開催又は事前周知措置の実施
- 2 太陽光発電事業者は、前項 1 号に規定する措置を実施する場合は、説明会の開催日の 2 週間前までに、町長に「周辺地域の住民」の範囲に関する相談(様式第 1 号)(以下、「相談書」という。)により、措置の対象とする者について相談をしなければならない。
- 3 町長は、太陽光発電事業者から相談書が提出されたときは、「周辺地域の住民」の範囲に関する相談に対する回答(様式第 2 号)により太陽光発電事業者に通知するものとする。

(説明会等の実施)

第 6 条 説明会は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 実施場所の敷地境界線からの水平距離が 300 メートルの範囲内に居住する者、実施場所に隣接する土地の上にある建物を所有する者、及び町長が必要と認める者に対して開催しなければならない。
 - (2) 太陽光発電事業者は、説明会の開催を予定する日の 2 週間前までに、説明会の日時及び場所を定め、前号に規定する措置の対象となる住民に対して、投函又は戸別訪問により書面で通知しなければならない。
 - (3) 太陽光発電事業者は、次に掲げる事項について説明を行わなければならない。
 - ア 発電事業計画の内容(電源種、設置形態、合計出力規模及び設置場所など)
 - イ 発電事業に係る関係法令(条例を含む。)の規定の遵守状況
 - ウ 太陽光発電設備を設置する場所について所有権その他使用の権限の取得に関する事項
 - エ 太陽光発電設備を設置するための工事の概要(工事のスケジュール)
 - オ 太陽光発電設備事業者の関係者(代表者、役員及び主な出資者・保守点検責任者など)に関する事項
 - カ 事業の影響と予防措置の内容
 - キ 発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項
 - ク 議事の公表方法及び意見の申出方法
- 2 事前周知措置は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 実施場所の敷地境界線からの水平距離が 100 メートルの範囲内に居住する者に対して実施しなければならない。

(2) 太陽光発電事業者は、前条第 1 項 3 号に規定する項目について投函又は戸別訪問により書面で通知しなければならない。

(3) 太陽光発電事業者は、事前周知措置の実施後に質問等の提出先を定めて、2 週間以上の期間において質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して回答しなければならない。

(協定)

第 7 条 周辺地域の住民は、太陽光発電事業者との合意内容を明確にすることを目的として、周辺地域の住民全員の合意が得られた内容について太陽光発電事業者に対し、協定を締結するよう求めることができる。

2 太陽光発電事業者は、前項の求めがあったときは、協定を締結しなければならない。ただし、当該求めに正当な理由がないと認められるときは、この限りではない。

(届出)

第 8 条 太陽光発電事業者は、発電事業に着工しようとするときは、当該事業に着工する日の 30 日前までに、太陽光発電設備設置届出書 (様式第 5 号) を町長に届け出なければならない。

2 太陽光発電事業者は、当該届出に係る発電事業の内容を変更し、又は事業を譲渡若しくは廃止しようとするときは、当該事由の生ずる日の 30 日前までに、太陽光発電設備計画変更・廃止届出書 (様式第 6 号) を町長に提出しなければならない

(標識の設置)

第 9 条 太陽光発電事業者は、太陽光発電設備における事故その他緊急を要する事態に対応できるよう、発電設備の外部から見えやすい場所に、太陽光発電設備の名称、設置場所及び管理者並びに太陽光発電設備の所有者等の名称及び連絡先を記載した標識の設置を行わなければならない。

(完了報告)

第 10 条 太陽光発電事業者は、第 8 条の規定による届出に係る太陽光発電設備の設置が完了したときは、設置が完了した日から起算して 30 日以内に、太陽光発電設備設置等完了届 (様式第 7 号) を町長に提出しなければならない。

(発電設備の処分)

第 11 条 太陽光発電事業者は、太陽光発電設備を撤去し、処分しようとするときは、撤去開始予定日の 30 日前までに、太陽光発電設備撤去予定届 (様式第 8 号) を町長に提出しなければならない。

- 2 太陽光発電事業者は、前項の規定による届出をした太陽光発電設備を撤去したときは、撤去の完了日から起算して 30 日以内に、太陽光発電設備撤去完了届(様式第 9 号)を町長に提出しなければならない。

(太陽光発電事業者の責務)

第 12 条 太陽光発電事業者は、周辺地域の住民等の生活環境に影響を及ぼすことがないよう、次に掲げる事項について措置を講じ、講じた措置について町長に報告しなければならない。

- (1) 防災対策(雨水、土砂の流出、地滑り等に対する対策)として実施する措置
- (2) 安全対策(立入禁止措置、防犯対策、防火対策)として実施する措置
- (3) 標識の設置
- (4) 周辺環境へ配慮した措置

(調査並びに指導及び助言)

第 13 条 町長は、発電事業に関し必要があると認めるときは、事業内容を調査し、報告を求め、太陽光発電事業者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。この場合において、必要が生じたときは、国、県又はその他関係機関と連携を図るものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 6 年 10 月 31 日までに設置工事に着手しようとする太陽光発電事業者に対する第 5 条から第 8 条までの規定については当該訓令によらず、なお従前の例による。